慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	戰後の商法學界
Sub Title	
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1948
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.21, No.7 (1948. 7) ,p.51- 52
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19480701-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

當ではないのである。

「平和の解剖學」が、平和希求の道德的希望論ではなくて科學的理論でなければならないとすれば、當然それは單なる世界國家論に歸結すべきではなくして、戰爭原因はその依て以て起らざるをえない根柢たる資本主義の歷史的發展の客觀的條件の中に求めねばならない。然るにリーヴズは第二章「資本主義の失敗」に於てこの點にふれながら、而も資本主義體制に批判のメスを入れずに、この歷史的現實から飛躍して直ちに國民國家に罪をおしやつてゐる。然し乍ら國民國家と雖も資本主義、產業主義の歷史的所產であつて、この三者は抽象的に切離し得るものではないのである。問題は國民國家を生まざるを得なかつた經濟發展の必然的條件に在る。然しリーヴズこの條件を抽象して國民國家のみをとり上げてゐるのである。こゝに本書のアメリカ的國際平和論の特色があり、それは亦この平和解剖學の科學性の限界をなしてゐるのである。

戰後の商法學界

高　鳥　正　夫

商法はその時代の經濟社會を背景とするものであるから、その背景の變動につれて常に新しい觀點に立つて解釋されなければならない。終戰後の政治的經濟的變動に應じて、新憲法が生まれ民法典は改正され勞働法の領域において激しい論爭がひき起されたにも拘らず、商法の改正については遂に問題にされなかつた。こうした空氣を反映して戰後の商法學界の所產は極めて少く、その上刊行せられた書籍の大部分は一般參考書の再版であり、發表せられた論文の多くは極めて限られた範圍の特定の人々による研究であつて、特に指摘すべきものとしては、僅かに松本博士の「註釋株式會社法」（有斐閣昭和二三年）、伊澤教授の「商業信用狀論」（有斐閣 昭和二一年）の二勞作、及び民商法雜誌に四回に亙つて掲載せられた西原教授の「商法の對象に關する諸論」（民商法雜誌、二二卷一號―四號）をあげ得るにすぎない。

然しながら、こうした沈滯した雰圍氣の中にあつて、昨年七月施行せられた獨占禁止法の制定とそれに前後する一連の經濟關係の諸立法に關連して、特に會社法の領域においていくつかの眞摯な研究が次第に現はれ、その成果は極めて注目せられてゐる。勿論これらの諸立法の性質については、未だ定說をみないのであるが、これらが從來の商法の會社に關する重要な規定を排除してゐることを看過してはならない。從つてこれらの諸立法の意義を明らかにすることが、今日何よりも必要である。然るにこれらの法律は商法とはその淵源を異にし、かつこれらが齎した情勢の變化は豫想以上に大きく、更に經濟再建の方途に關して種々なる見解がとられてゐるために、早急にこれらの

法律に關する實體的研究を期待することが困難である。この問題についてはこれまで經濟對策乃至經營經濟學に關心をもつ人人によつて論ぜられ、或は立法參畫者によつて註釋的な試みがなされたにすぎなかつたのは、このやうな事情にもとづくものである。

けれどもこうした困難な事情にあつて、この問題を解決して商法の現代的意義を明らかにしようとする研究が一部の人々によつてなされた。先づ京大の大隅教授と上柳助教授の諸勞作をあげることができよう。大隅教授は既に「英國における株式會社法の發展」（法學論叢五二卷二、三號）、「英米コンモン・ロウにおける獨占及び取引制限」（法學論叢、五三卷五、六號—五四卷一、二號）、「米國の反トラスト法とわが獨占禁止法」（季刊法律學第二號）等のすぐれた論文を發表せられてゐる。上柳助教授も注目すべき論稿「アメリカ株式會社法における ultra vires 理論」（法學論叢五、三卷五六號）を發表せられてゐる。これは英米法の重要な原則の一つである會社の能力外行爲について、特にアメリカにおける判例學說を中心に詳細に述べられたものである。本大學の津田教授も「一人會社について」（法學研究、二十卷三號）なる研究を公にせられ、個人企業の有限責任に關して極めて明快に論ぜられてゐる。これらの諸論文はいづれも商法學の現在の課題の核心に觸れたものといふことが出來よう。

以上のやうに、戰後の商法學界は一般には沈滯してゐたけれども、その中にあつて新しい經濟社會の胎動を反映する論文がなかつたのではない。否、新しい商法理論の確立に資するいくつかのすぐれた論文が發表せられたのである。

而して、「經濟民主化」の要請に從つて前述の諸立法の外に、最近においては株金全額拂込制が採用され、これらによつて商法の規定が排除され或は改正されてきてゐる。かうした新しい事態に應じて、商法は新しく解釋され、新しい內容を盛られなければならない。このやうに變化しつつある商法の內容を理解しないで、今日の商法の特質がなほ昔日の商法のこれと全く同一であると論ずるものがあるとするならば、商法學界は怠慢の責を負はなければならないであらう。

前號目次（第二十一卷第六號）

論說

アメリカ革命と新聞　生田正輝

民法改正の意義（二）　田中實

——日本資本主義の發展と身分法——

資料

「大日本教育會」の法典論　解題　手塚豐

第一號より六號まで（バック・ナンバー）御希望の方は、送料をそえ直接研究會宛御申込下されば、定價にて（一號・二號十五圓、三號二十圓、四號以下三十圓）おわけ致します。